

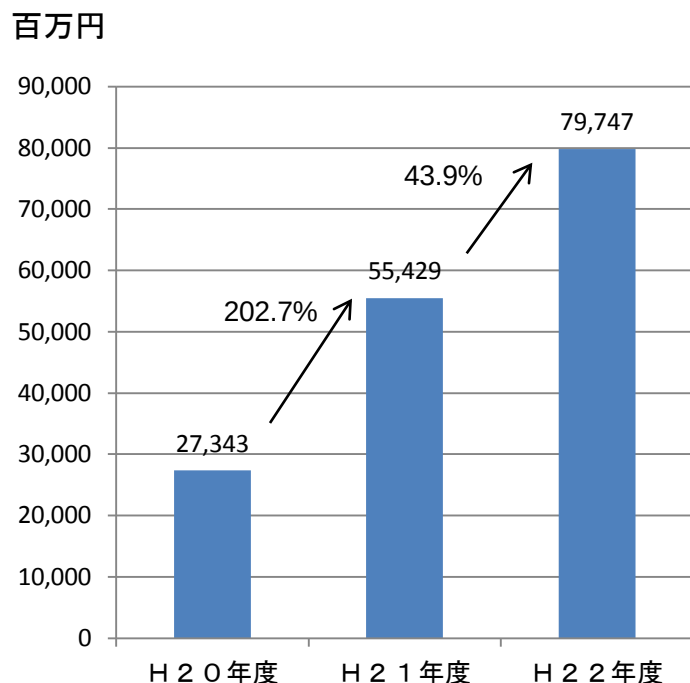
施設入所支援について

施設入所支援の現状

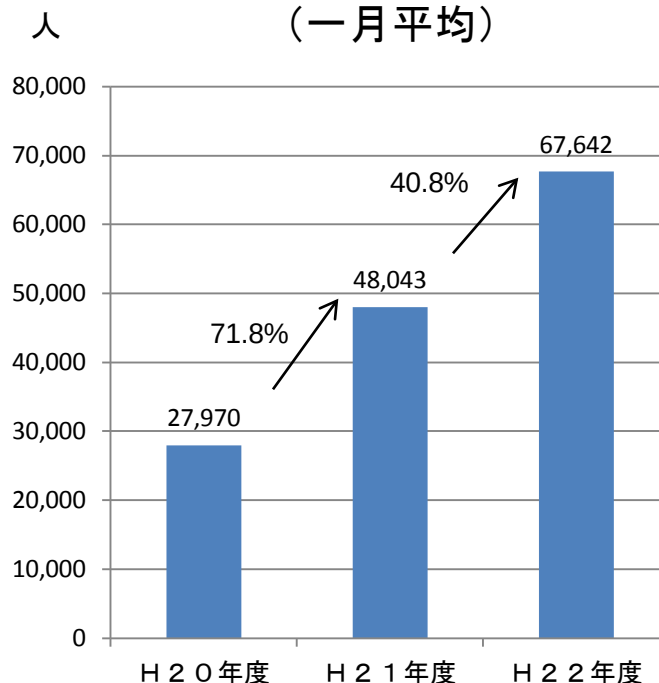
【施設入所支援の利用状況】

- 施設入所支援の費用額(平成22年度)は約797億円であり、総費用額の7.0%を占めている。
- 費用額、利用者数、事業所数については、新体系移行が進んでいる影響等により、毎年大きな伸びを示している。

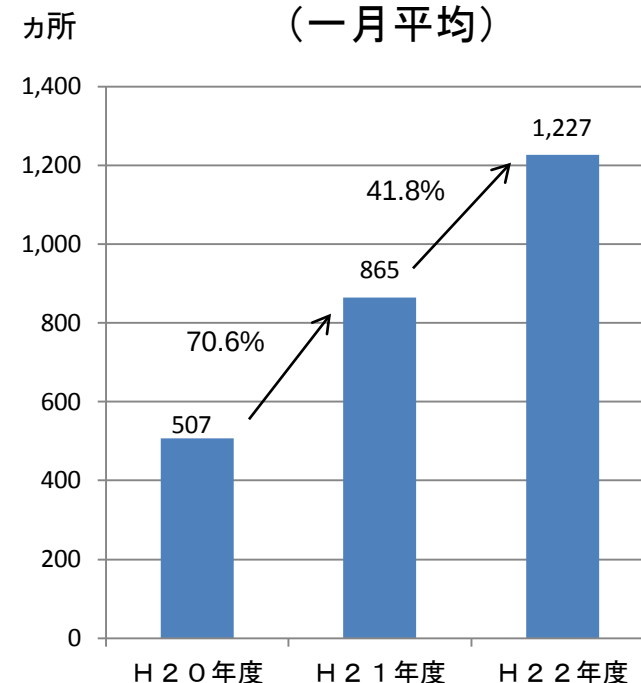
費用額の推移



利用者数の推移 (一月平均)



事業所数の推移 (一月平均)



【施設入所支援の利用状況】

- 施設入所支援の利用者数は、区分5、6の者が6割以上を占める。
- 報酬改定前と比較して、区分5、6の者の割合は増加。

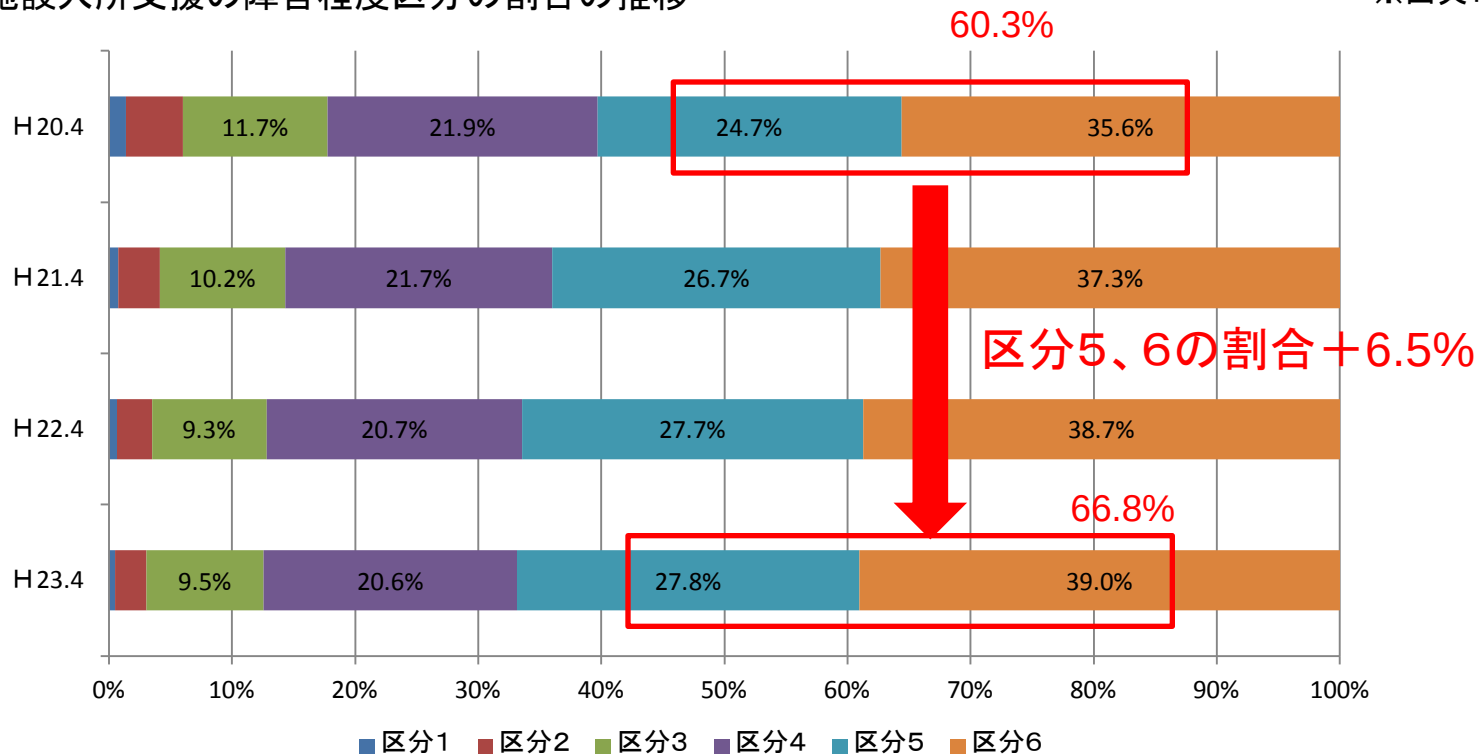
○ 施設入所支援の利用者数(人)

障害程度区分	総数	障害程度 区分1	障害程度 区分2	障害程度 区分3	障害程度 区分4	障害程度 区分5	障害程度 区分6	
利用者数	80,652	421	2,045	7,684	16,587	22,431	31,484	
割合	100.0%	0.5%	2.5%	9.5%	20.6%	27.8%	39.0%	66.8%

※旧法区分、区分なしを除く。

※出典：国保連データ(平成23年4月)

○ 施設入所支援の障害程度区分の割合の推移



※出典：国保連データ

経営実態調査結果(抜粋)

	23年調査	20年調査	23年全体
収支差率	11.5%	5.4%	9.7%
常勤率(生活支援員)	86.2%	86.9%	81.0%

※出典：平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査

各加算の算定状況

	単位数	加算取得率	費用額(千円)
地域移行加算	退所前・退所後各1回、500単位	0.0%	219
栄養士配置加算	6～27単位／日	92.6%	484,002
入所時特別支援加算	30単位／日	0.8%	3,943
入院時支援特別加算	561～1,122単位／回	0.5%	4,684
重度障害者支援加算	－	－	－
重度障害者支援加算(Ⅰ)	28単位／日	15.0%	117,367
重度障害者支援加算(Ⅱ)	10～735単位／日	2.8%	74,866
90日以内	700単位／日	0.3%	44,955
入院・外泊時加算	247～320単位／日	14.0%	140,588
長期入院等支援加算	123～160単位／日	0.8%	15,449
地域生活移行個別支援特別加算	－	－	－
地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)	12単位／日	1.4%	6,696
地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)	306単位／日	0.0%	1,790
土日等日中支援加算	90単位／日	94.6%	599,898
夜間看護体制加算	60単位／日	2.1%	66,104
栄養マネジメント加算	10単位／日	37.8%	111,562
経口移行加算	28単位／日	0.0%	244
経口維持加算	5～28単位／日	0.7%	1,352
療養食加算	23単位／日	3.8%	23,845
夜勤職員配置体制加算	25～38単位／日	56.6%	477,680

※出典：平成23年6月国保連データ

平成21年度障害福祉サービス報酬改定の概要(施設入所支援抜粋)

- 基本報酬について、平均障害程度区分に基づく評価を見直し、利用者個人の障害程度区分に基づく評価とする。また、基本報酬体系の変更に伴い、食事・入浴等の支援も含めた手厚い人員体制を加算で評価するとともに、重度障害者支援加算についても利用者個人の障害程度区分に基づく評価とする。

施設入所支援サービス費(Ⅰ)～(ⅩⅠ) → 施設入所支援サービス費

(定員40人以下の場合)

障害程度区分6 400単位/日

障害程度区分5 328単位/日

障害程度区分4 256単位/日

障害程度区分3 180単位/日

障害程度区分2以下 115単位/日

夜勤職員配置体制加算 (定員40人以下で夜勤2人以上) 38単位/日

(定員60人以下で夜勤3人以上) 30単位/日

(定員61人以上100人以下で夜勤4人以上) 25単位/日

重度障害者支援加算(Ⅱ)

施設入所支援サービス費の算定区分に応じ

40～799単位/日

利用者個人の障害程度区分及び人員配置体制加算等の算定状況に応じ

10～735単位/日

- 強度行動障害者の支援について、初期の段階における手厚い支援を評価する。

重度障害者支援加算(Ⅱ) 算定開始日から90日間につき、更に700単位/日を加算

- 医療的なケアを要する者への夜間の看護体制について報酬上の評価を行う。 夜間看護体制加算 60単位/日

- 入所前からのアセスメント等の支援を入所後当初において評価を行う。 入所時特別支援加算 30単位/日(入所日から30日間)

- 土日等日中活動サービスを算定しない日における入所施設によるサービス提供について、その重要性にかんがみ、基本報酬に加えて更に加算により評価する。 土日等日中支援加算 90単位/日

- 医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等の地域生活への移行に特別の個別支援を要する者に対する支援について評価を行う。

地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ) 12単位/日(体制加算)

地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ) 306単位/日(原則3年上限の個人加算)

- 入所者の栄養改善や食生活の質の向上を更に推進する観点から、施設に配置された管理栄養士又は栄養士による栄養管理の評価対象に定員40人以下の小規模施設を加えるとともに、管理栄養士を中心に行う利用者一人ひとりに応じた個別の栄養管理、経管栄養から経口栄養への移行、誤嚥が認められる者の経口維持、療養食の提供について評価を行う。

栄養士配置加算(Ⅰ) 27単位/日(定員40人以下の場合)

栄養士配置加算(Ⅱ) 15単位/日(同上)

栄養マネジメント加算 10単位/日

経口移行加算 28単位/日

経口維持加算 28単位/日(著しい摂食機能障害等)

5単位/日(上記以外の摂食機能障害等)

療養食加算 23単位/日

- 旧法入所施設からの移行者に係る報酬の算定期限を撤廃する。

施設入所支援

○対象者

夜間において、介護が必要な者、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者

- ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)
- ② 自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練等を受けることが困難な者

○サービス内容

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし
自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定

○主な人員配置

- 夜勤職員
→1人以上(生活介護を実施している場合)
- 休日等の職員配置
→利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保

○報酬単価

■基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害程度区分に応じ所定単位数を算定。

■ 定員40人以下の場合	(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
	400単位	328単位	256単位	180単位	115単位

■主な加算

重度障害者支援加算

- (Ⅰ) 特別な医療を受けている利用者[28単位]
→区分6であって、次に該当する者が2人以上の場合は更に22単位
- ① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者
 - ② 重症心身障害者
- (Ⅱ) 強度行動障害者[10単位～735単位]

土日等日中支援加算(90単位)

→土日等のため日中活動が実施されない場合等に、施設入所支援において日中支援を行う場合

○事業所数 1,703(国保連平成23年7月実績)

○利用者数 92,542(国保連平成23年7月実績)

地域生活移行個別支援特別加算の概要

医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に加算

・ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)

(1) 12単位／日(体制加算)

(2) 加算取得率:1.4%(23年6月国保連データ)

(3) 加算要件(対象施設)

(ア)適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

(イ)社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する従業者による生活支援員の支援体制が確保されていること。

(ウ)精神科を担当する医師による定期的な指導が月二回以上行われていること。

(エ)指定障害者支援施設等の従業者に対し、刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者等の支援に関する研修が年一回以上行われていること。

(オ)保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。

・ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)

(1) 306単位／日(3年以内、個人加算)

(2) 加算取得率:0.02%(23年6月国保連データ)

(3) 加算要件

○ 対象者

医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者

○ 施設の行う支援

(ア)本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と地域生活への移行に向けた必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた施設障害福祉サービス計画の作成

(イ)指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催

(ウ)日常生活や人間関係に関する助言

(エ)医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援

(オ)他のサービス等を利用する時間帯も含めた緊急時の対応

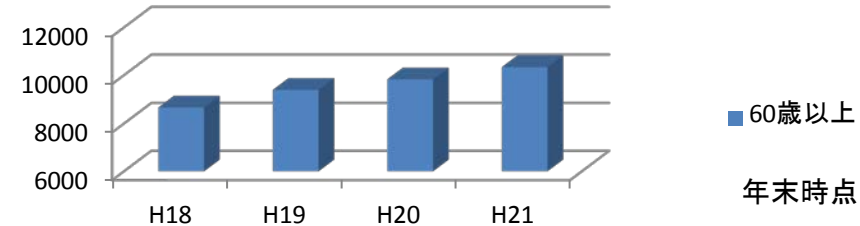
(カ)その他必要な支援

矯正施設の入所者の状況

(H21法務省矯正統計を参考に作成)

- 受刑者(年末 在所受刑者)のうち60歳以上の者は約9,000人(約14%)であり、年々増加傾向。

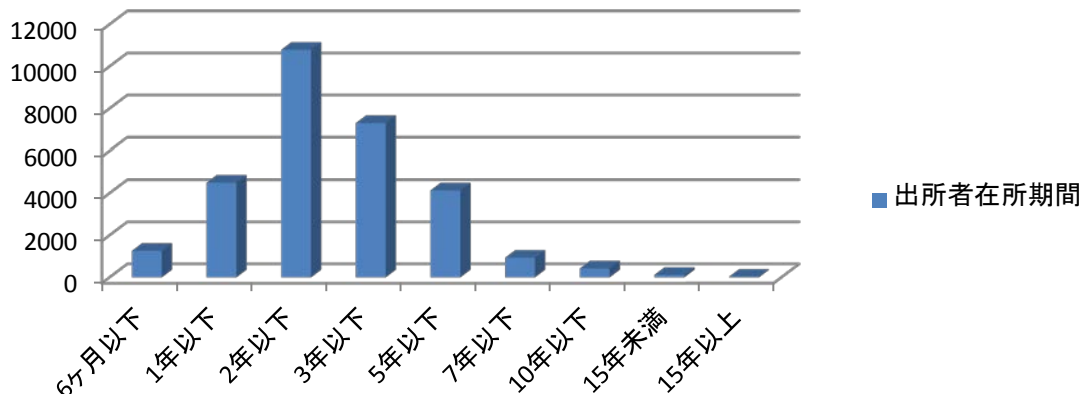
新規入所者の60歳以上は約4,000人(約14%)



- 知的障害6,520人(新規入所者の約23%)

IQ49以下	IQ59以下	IQ69以下
1176人、	1792人	3552人

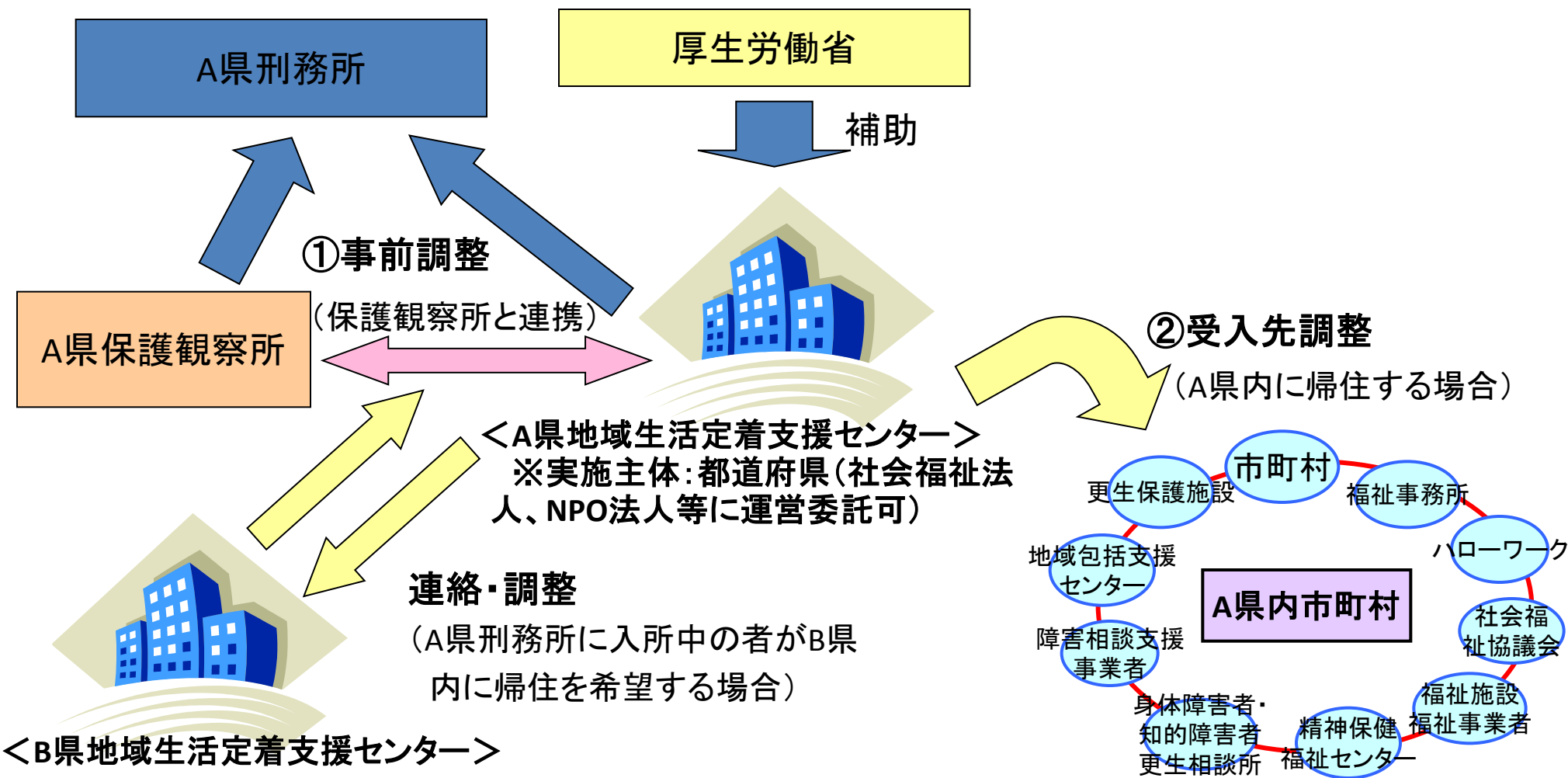
- 刑務所平均入所期間(退所者) 約2年9ヶ月 (データーから計算)



地域生活定着支援センターの概要 (H21年度事業開始)

矯正施設退所後直ちに福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、**地域生活定着支援センターを、各都道府県に設置**する。

地域生活定着支援センターは、保護観察所と連携して、①退所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の地域生活定着支援センターとの連絡等の事前調整を行う役割(矯正施設所在地において果たす役割)と、②退所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う役割(帰住予定地において果たす役割)の2つの役割を併せ持つ。



経口移行加算、経口維持加算の概要

○ 経口移行加算（28単位／日）

（取得率 0.02%（23.6月国保連データ））

医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護職員、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成し、計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合、計画が作成された日から起算して180日以内に限り*、1日につき28単位を加算。

*180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き加算が算定できる。この場合、医師の指示は概ね2週間毎に受けるものとする。

○ 経口維持加算（経口維持加算（Ⅰ）：28単位／日、経口維持加算（Ⅱ）：5単位／日）

（取得率 0.7%（23.6月国保連データ））

医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護職員、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、区分に応じ、計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り**、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。

① 経口維持加算（Ⅰ）

経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる者

**180日を超えた期間に行われた場合であっても、造影撮影又は内視鏡検査により、引き続き誤嚥が認められ、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして医師の指示がなされ、また継続について入所者の同意が得られた場合は、引き続き加算が算定できる。この場合、医師の指示は概ね2週間毎に受けるものとする。

② 経口維持加算（Ⅱ）

経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、水飲みテスト、頸部聴診法等により誤嚥が認められる者

**180日を超えた期間に行われた場合であっても、水飲みテスト、頸部聴診法等により引き続き誤嚥が認められ、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして医師の指示がなされ、また継続について入所者の同意が得られた場合は、引き続き加算が算定できる。この場合、医師の指示は概ね2週間毎に受けるものとする。

入所施設における入院時の支援について

○ 入院・外泊時加算（247～320単位／日）

利用者が病院等に入院した場合や居宅へ外泊した場合等に、1月に8日を限度に所定単位数に代えて算定。（3月に限る）

○ 長期入院等支援加算（123～160単位／日）

利用者が長期間にわたり入院・外泊等をした場合、概ね週1回以上、利用者の被服の準備や相談支援、家族との連絡調整を行った場合、所定単位数に代えて算定。（3月に限る）

○ 入院時支援特別加算（入院期間が4日未満 561単位／月 入院期間が4日以上 1,122単位／月）

利用者が入院した際、病院等との連絡調整や入院期間中の被服の準備等一定の支援を行った場合に、月に1回算定。

【入院・外泊時加算】（1日あたり）

・定員60人以下	320単位
・61人以上80人以下	272単位
・81人以上	247単位

選択

【入院時支援特別加算】（1月あたり）

- ・入院4日未満※（訪問1回） 561単位
- ・入院4日以上※（訪問2回） 1122単位

※入院・外泊時加算を算定した日を除く。

【長期入院等支援加算】（1日あたり）

・定員60人以下	160単位
・61人以上80人以下	136単位
・81人以上	123単位